

会議の要旨

- 1 開催した会議の名称
令和2年度第1回精華町国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時及び場所
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面にて審議
書面による審議書を各委員へ発送したのは令和2年5月8日付
- 3 議題等
 - ① 傷病手当の支給に係る精華町国民健康保険条例の一部改正について
 - ② 地方税法の改正に伴う精華町国民健康保険税条例の一部改正について
- 4 公開・非公開の別
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面にて審議
- 5 回答者
精華町国民健康保険運営協議会委員12名全員が書面にて回答
回答した委員
渡辺会長、寺本副会長、近藤委員、木村委員、飯田委員、山本委員、
堀井委員、山田委員、添田委員、藤本委員、太田委員、古賀委員
- 6 開会
委員12名全員の回答により、本協議会は成立
- 7 審議等の要旨
 - ① 傷病手当の支給に係る精華町国民健康保険条例の一部改正について
審議の主な内容・意見
事務局 給与等の支払いを受けている精華町国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われ、その療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給するもの
委員 適用期間は9月30日までなのか。他に、審議事項の概要説明が長く、概要となっていない、など。
事務局 適用期間については経過措置であり、情勢により今後延長されることもありえる。概要説明については、今後分かりやすい説明に努める。

審議結果

賛成全員により了承

②地方税法の改正に伴う精華町国民健康保険税条例の一部改正について

審議の主な内容・意見

事務局 国保税の課税の基礎となる所得のうち、一定の条件を満たす土地等の譲渡にかかる長期譲渡所得に関し、その譲渡益から100万円を控除するというもの。いわゆる空き家対策において特例を設けて納税等の負担を軽減し、土地利用の活性化を図るもの。

委員 審議事項の概要説明では理解できないため、反対。

事務局 概要説明について、今後分かりやすい説明に努める。

審議結果

賛成11票、反対1票により了承

8 答申

令和2年5月18日付で答申書を町長宛て提出